

# 公益社団法人松山青年会議所 定款

## 第1章 総 則

### (名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人松山青年会議所（Junior Chamber International Matsuyama）（以下「本会議所」という。）という。

### (事務所)

第2条 本会議所は、主たる事務所を愛媛県松山市に置く。

### (目 的)

第3条 本会議所は、第5条に定める事業を実施・展開することにより、地域社会の正しい発展を図るとともに、世界の繁栄と平和に寄与することを目的とする。

### (運営の原則)

第4条 本会議所は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的としてその活動を行わない。

2 本会議所は、これを特定の政党その他の政治団体のために利用しない。

### (事 業)

第5条 本会議所は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 政治、経済、社会、文化及び環境等に関する調査研究並びにその改善及び向上に資する事業
- (2) 社会奉仕及び地域社会の健全な発展に資する事業
- (3) 次世代を担う児童及び青少年の健全な育成及び国や地域の発展を担う人材の育成を目的とする事業
- (4) 会員の自己修練及び指導力開発並びに会員相互の研修及び連携を目的とする事業
- (5) 公益社団法人日本青年会議所、国際青年会議所その他の国内及び国外の青年会議所並びにその他の諸団体との連携に基づく事業
- (6) その他本会議所の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、松山市及びその周辺において実施する。

## 第2章 会 員

### (会員の種別)

第6条 本会議所の会員は、次の5種とし、正会員及び準会員（以下「正会員等」という。）をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団及び財団法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 次号に規定する準会員として本会議所に入会后1年を経過した者で、理事会において承認された者をいう。ただし、年度中に40歳に達した場合は、その年度の終了まで正会員としての資格を有するものとする。
- (2) 準会員 松山市及びその周辺に住所又は勤務先を有する年齢20歳以上40歳未満の品格ある青年で、本会議所の目的に賛同して入会した者をいう。ただし、年度中に40歳に達した場合は、その年度の終了まで準会員としての資格を有するものとする。
- (3) 特別会員 40歳に達した年の年度末まで正会員であった者で、理事会で承認された者をいう。
- (4) 名誉会員 本会議所に功労があり、理事会で承認された者をいう。
- (5) 賛助会員 本会議所の目的に賛同し、その発展に助成しようとする個人又は団体であって、理事会で承認された者をいう。

2 既に他の青年会議所の会員である者は、本会議所の会員となることはできない。

(会員の権利)

第7条 正会員等は、本定款に別に定めるもののほか、本会議所の目的達成に必要なすべての事業に参加する権利を平等に享有する。

2 特別会員、名誉会員及び賛助会員については、総会の決議により別に定める規則による。

(会員の義務)

第8条 会員は、定款その他の規則を遵守するとともに、本会議所の目的達成に必要な義務を負う。

(入会金及び会費)

第9条 準会員は、入会に際し、入会金を納入しなければならない。

2 正会員等は、会費を納入しなければならない。

3 入会金及び会費に関する事項は、総会の決議により別に定める規則による。

(入 会)

第10条 本会議所の準会員となろうとする者は、所定の入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 このほか入会に関する事項は、総会の決議により別に定める規則による。

(会員資格の喪失)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を失う。

(1) 退会したとき。

(2) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。

(3) 死亡し、若しくは、失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。

(4) 総正会員等が同意したとき。

(5) 会費を納入せず、督促後なお会費を3ヶ月以上納入しないとき。

(6) 除名されたとき。

(退 会)

第12条 会員が退会しようとするときは、退会届を理事長に提出しなければならない。

2 退会は理事会の承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事由があるときはこの限りではない。

(除 名)

第13条 正会員等が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において、総正会員等の半数以上であつて、総正会員等の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって、その正会員等を除名することができる。

(1) 本会議所の定款その他の規則に違反したとき。

(2) 本会議所の名誉を毀損し、又は本会議所の目的遂行に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により、正会員等を除名しようとする場合は、当該正会員等に総会の1週間前までに、理由を付して除名をする旨を通知し、除名の決議を行う総会において、弁明の機会を与えなければならない。

3 特別会員、名誉会員又は賛助会員が第1項各号のいずれかに該当するときは、理事会の決議により、当該会員を除名することができる。

4 除名が決議されたときは、その会員に対し通知するものとする。

(休 会)

第14条 正会員等がやむを得ない事由により各種会議及び本会議所の事業に出席できないときは、所定の休会届を理事長に提出し、理事会の承認を得て、休会することができる。

2 このほか休会に関する事項は、総会の決議により別に定める規則による。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第15条 会員が第11条の規定によりその資格を喪失したときは、本会議所に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 本会議所は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は返還しない。

### 第3章 役 員 等

(役 員)

第16条 本会議所に次の役員を置く。

(1) 理事 25人以上35人以内

(2) 監事 2人又は3人

2 理事のうち、1人を理事長、4人以内を副理事長とし、1人を専務理事とする。

(選任等)

第17条 本会議所の役員は、総会においてこれを選任する。

2 理事は、正会員のうちから選任する。

3 理事長、副理事長及び専務理事を理事会の決議によって理事の中から選出する。

4 監事は、本会議所の理事若しくは使用人を兼任し、又は委員会の構成員となることはできない。

5 このほか役員を選任に関して必要な事項は、総会の決議により別に定める規則による。

(理事の職務及び権限)

第18条 理事は、理事会を構成し、法令及び本定款の定めるところにより本会議所の業務の執行を決定する。

2 理事長は、一般社団及び財団法人法上の代表理事とし、業務を統轄する。

3 副理事長は、一般社団及び財団法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とし、理事長の職務全般を補佐する。

4 専務理事は、一般社団及び財団法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とし、理事長、副理事長を補佐して業務を処理するとともに、本会議所の常務を処理する。

5 理事長、副理事長及び専務理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第19条 監事は、理事の職務執行を監査する。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又は本会議所の業務及び財産の状況を調査することができる。

(理事会への報告義務)

第20条 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

(理事会への出席義務等)

第21条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

- 2 監事は、前条に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事長に対し、臨時理事会の招集を請求することができる。
- 3 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会の招集通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。

(総会に対する報告義務)

第22条 監事は、理事が総会に提出しようとする議案、書類その他電磁的記録その他の資料を調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告しなければならない。

(監事による理事の行為の差止め)

第23条 監事は、理事が本会議所の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本会議所に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(理事の任期)

第24条 理事として選任された者は、補欠として選任された者を除き、選任された翌年の1月1日に就任し、その年の12月31日に任期が満了する。

- 2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

(監事の任期)

第25条 監事として選任された者は、補欠として選任された者を除き、選任された翌年の1月1日に就任し、選任された翌々年の12月31日に任期が満了する。

- 2 補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 監事は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

- 2 監事を解任する場合は、総会において、総正会員等の半数以上であって、総正会員等の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって、これを行わなければならない。

(直前理事長等)

第27条 本会議所に、任意の機関として直前理事長、顧問及び特別顧問（以下「直前理事長等」という。）を置くことができる。

- 2 直前理事長は、前年度の理事長がこれにあたる。
- 3 顧問及び特別顧問は、理事会においてこれを選任する。

(直前理事長等の職務等)

第28条 直前理事長等の職務は、次のとおりとする。

- (1) 直前理事長は、理事長経験を生かし、業務について必要な助言をする。

- (2) 顧問及び特別顧問は、本会議所の運営に関する事項について、理事長の諮問に答え、又は意見を述べる  
ことができる。
- 2 直前理事長等の任期は、第24条第1項の規定を準用する。
  - 3 直前理事長等の解任については、第26条第1項を準用する。

(報 酬)

第29条 役員及び直前理事長等は無報酬とする。

(責任の免除)

第30条 本会議所は、役員的一般社団及び財団法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

## 第4章 総 会

(種 類)

第31条 本会議所の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

- 2 前項の総会をもって一般社団及び財団法人法上の社員総会とし、毎年3月に開催される通常総会をもって一般社団及び財団法人法上の定時社員総会とする。

(構 成)

第32条 総会は、すべての正会員等をもって構成する。

- 2 監事及び直前理事長等は、総会に出席し、意見を述べるができる。

(権 限)

第33条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 役員を選任及び解任
- (2) 定款の変更
- (3) 事業報告及び会計報告の承認
- (4) 本会議所の解散及び残余財産の処分方法
- (5) 次に掲げる規則の制定、変更及び廃止
  - ① 役員選任の方法に関する規則
  - ② 会員資格に関する規則
  - ③ 会費及び入会金に関する規則
- (6) 特別会費徴収の承認及び額の決定
- (7) 会員の除名
- (8) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (9) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡
- (10) 理事会において総会に付議した事項
- (11) 前各号に定めるほか、法令に規定する事項及び本定款に定める事項

(開 催)

第34条 通常総会は、毎年3月及び11月に開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が決議したとき。

- (2) 総正会員等の議決権の5分の1以上を有する正会員等から、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面により開催の請求が理事にあったとき。

#### (招 集)

第35条 総会は、前条第2項第2号の場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。ただし、すべての正会員等の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。

2 前条第2項第2号の場合を除き、総会を招集する場合は、次に掲げる事項の決定は理事会の決議によらなければならない。

(1) 総会の日時及び場所

(2) 総会の目的である事項があるときは、当該事項

(3) 総会に出席しない正会員等が書面によって議決権を行使することができることとするときは、その旨

(4) 総会に出席しない正会員等が電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、その旨

(5) 前各号に掲げるもののほか、法令で定める事項

3 理事長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。

4 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面により、開催日の1週間前までに正会員等に通知を発しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員等が書面により議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知を発しなければならない。

5 理事長は、あらかじめ正会員等の承諾を得たときは、当該正会員等に対し、前項の書面による通知の発出に代えて、電磁的方法により通知を発することができる。

#### (議 長)

第36条 総会の議長は、理事長又は正会員等のうち理事長の指名した者がこれにあたる。ただし、第34条第2項第2号に基づく臨時総会を開催した場合は、正会員等を代表して、出席する者のうちからこれを選出する。

#### (定足数)

第37条 総会は、総正会員等の3分の2以上の出席をもって成立する。

#### (決 議)

第38条 総会の決議は、一般社団及び財団法人法第49条第2項に規定する事項及び本定款に特に定めるものを除き、出席した総正会員等の有する議決権数の過半数をもって決する。この場合、議長は正会員等として議決に加わる権利を有しない。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第16条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

#### (書面による議決権の行使等)

第39条 総会に出席できない正会員等は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法により議決権を行使し、又は法令の定めるところにより他の正会員等を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の規定により議決権を行使する正会員等は、前2条の規定の適用については出席したものとみなす。

3 理事又は正会員等が、総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について正会員等の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議決権)

第40条 総会における議決権は、正会員等1人につき1個とする。

(議事録)

第41条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及び出席した正会員等のうちから選任された議事録署名人2人以上が署名捺印又は記名押印しなければならない。

## 第5章 理事会

(構成)

第42条 本会議所に理事会を置く。

- 2 理事会はすべての理事をもって構成する。
- 3 直前理事長等は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(権限)

第43条 理事会は、次の各号の職務を行う。

- (1) 本会議所の業務執行の決定
  - (2) 理事の職務の執行の監督
  - (3) 理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職（ただし、理事長選出にあたっては、総会の決議により理事長候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法によることができる。）
- 2 理事会は次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を理事に委任することはできない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
  - (2) 多額の借財
  - (3) 重要な使用人の選任及び解任
  - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
  - (5) 内部管理体制の整備（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本会議所の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備）
  - (6) 第30条の責任の免除

(種類)

第44条 理事会は通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は毎事業年度12回以上開催する。
- 3 臨時理事会は次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
  - (1) 理事長が必要と認めたとき。
  - (2) 第45条第2項又は第3項に該当するとき。
  - (3) 第21条第2項又は第3項に該当するとき。

(招集)

第45条 理事会は、本定款に別に定める場合のほか、理事長が招集する。

- 2 理事長は、理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会の招集の通知を発しなければならない。
- 3 前項の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理

事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事が、臨時理事会を招集することができる。

- 4 理事会を招集する者は、開催日の5日前までに、各理事、各監事、直前理事長、各顧問及び各特別顧問に対し通知を発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの期間を短縮することができる。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議 長)

第46条 理事会の議長は、理事長若しくは理事のうち理事長の指名した者がこれにあたる。ただし、第21条第2項又は第3項、若しくは、前条第2項又は第3項の規定により招集されたときには、理事の互選により議長を選任する。

(定足数)

第47条 理事会は、理事の3分の2以上の出席をもって成立する。

(決 議)

第48条 理事会の議事は、本定款に別に定めがあるもののほか、出席理事のうち特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数をもって決する。この場合、議長は理事として議決に加わる権利を有しない。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団及び財団法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第49条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合には、その事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項に規定は、第18条第5項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第50条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長及び監事が署名捺印又は記名押印しなければならない。ただし、理事長が理事会に出席しなかった場合は、出席した理事及び監事がこれに署名捺印又は記名押印する。

## 第6章 例会並びに室及び委員会

(例 会)

第51条 本会議所は、その目的達成に必要な方策を検討し、実施するため、毎月1回以上例会を開催する。

- 2 例会は、正会員等をもって構成する。
- 3 例会の運営については、理事会の決議により別に定める規則による。

(室及び委員会)

第52条 本会議所は、その目的達成に必要な事項を調査、研究、審議又は実施するために委員会を置き、その上部組織として室を置く。

- 2 室は室長1人をもって構成する。
- 3 委員会は、委員長1人、副委員長2人以内及び委員若干名をもって構成する。

(室長等の任命)



第53条 室長は、理事のうちから、理事長が総会の承認を得て任命する。

- 2 委員長は、理事のうちから、理事長が総会の承認を得て任命する。
- 3 副委員長は、正会員等のうちから、委員長が総会の承認を得て任命する。
- 4 委員は、正会員等のうちから、委員長が総会の承認を得て任命する。

(室長等の職務)

第54条 室長は室の事務を掌理する。

- 2 委員長は、委員会の事務を総括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ理事会で定めた順位に従って、その職務を代行する。
- 4 委員は、委員長及び副委員長の指示のもと、委員会の事務を実施する。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第55条 本会議所の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第56条 本会議所の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の決議により別に定める。

(経費の支弁)

第57条 本会議所の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第58条 本会議所の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第59条 本会議所の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、3月の通常総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 役員の報酬規程
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第60条 本会議所が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において、総正会員等の半数以上であって、総正会員等の議決権の3分の2以上の議決を得なければならない。

- 2 本会議所が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を得なければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第61条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年後、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第59条第3項第4号の書類に記載するものとする。

(会計原則及び会計区分)

第62条 本会議所の会計は、法令及び行政庁の指導に従い、その行う事業に応じて、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

- 2 収益事業等に関する会計は、公益目的事業に関する会計から区分し、収益事業等ごとに特別の会計として経理しなければならない。

(事業年度)

第63条 本会議所の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

## 第8章 事務局

(事務局)

第64条 本会議所の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の決議により選定する。
- 4 職員は、理事会の決議を経て理事長が任免する。
- 5 その他事務局に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第9章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第65条 この定款は、総会において、総正会員等の半数以上であって、総正会員等の議決権の3分の2以上に当たる多数により、変更することができる。

- 2 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）第11条第1項各号に掲げられている事項に係る定款の変更（軽微なものを除く。）をしようとするときは、その事項の変更につき、

行政庁の認定を受けなければならない。

3 前項以外の変更を行ったときは、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

#### (合併等)

第66条 本会議所は、総会において、総正会員等の半数以上であって、総正会員等の議決権の3分の2以上に当たる多数により、他の一般社団及び財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届け出なければならない。

#### (解散)

第67条 本会議所は一般社団及び財団法人法第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会において、総正会員等の半数以上であって、総正会員等の議決権の4分の3以上に当たる多数により、解散することができる。

#### (公益認定の取消し等に伴う贈与)

第68条 本会議所が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により本会議所が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、公益認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

#### (残余財産の帰属)

第69条 本会議所が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

#### (清算人)

第70条 本会議所の解散に際しては、総会において、総正会員等の半数以上であって、総正会員等の議決権の3分の2以上に当たる多数により、清算人を選任する。

#### (解散後の会費の徴収)

第71条 本会議所は、解散後においても清算終了の日までは、総会の決議を経て、その債務を弁済するのに必要な限度内の会費を、解散の日現在の会員より徴収することができる。

## 第10章 情報公開及び個人情報の保護

### (情報の公開)

第72条 本会議所は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める規則による。

### (個人情報の保護)

第73条 本会議所は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める規則による。

### (公告)

第74条 本会議所の公告は、電子公告による。

- 2 事故その他やむを得ない事由により、前項の電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 第11章 補 則

### (委 任)

第75条 本定款に別に定めるもののほか、本会議所の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

### 附 則

- 1 本定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の理事長は西村直樹、業務執行理事である副理事長は松本仁、谷本敦志、岡田和徳及び天野眞作、専務理事は黒田尚樹とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益社団法人の設立を行ったときは、第63条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

### 附 則

この定款は、2015年1月20日から施行する。

### 附 則

この定款は、2015年7月21日から施行する。

### 附 則

この定款は、2016年11月22日から施行する。